

# 骨密度測定器 貸出事業規程 1

## (会員用)

### (事業内容)

#### 第1条

一般社団法人千葉県診療放射線技師会（以下本会とする）が所有する骨密度測定器を、本会正会員（以下会員）に貸出す事業とする。

### (事業目的)

#### 第2条

会員自らが勤務する施設および当該イベント会場において、骨密度測定装置を用いて骨密度測定を行い、管理することを目的とする。

### (貸出対象者)

#### 第3条

測定日年度を含む会費完納会員で、且つ本会が行う所定の研修会を受講した者とする。  
但し、いかなる場合においても又貸しを認めない。

### (本会所有装置)

#### 第4条

- 1, 本会が所有する装置は別表1にて管理する
- 2, 別表1には下記の記録を必要とする  
機器の名称 型番・製造番号 販売会社名及び連絡先  
購入年月日 修理記録 貸出し記録

### (基本貸出し期間)

#### 第5条

- 1, 測定前日・測定日・測定翌日の3日間を基本貸出し期間とする。
- 2, 貸出測定機器は別表2に定める貸出測定器基本構成の事故補償を含む。

### (測定器の受渡し)

#### 第6条

- 1, 測定器の受渡しは本会事務所にておこなう事を基本とする（要事前打合せ）。
- 2, 遠方等の理由により事務所への来所が難しい場合のみ相談に応じる。  
但し、いかなる場合においても郵送での受渡しは行わない。

### (測定の実施・記録)

#### 第7条

骨密度測定および測定結果記録については会員自らの責務にて実施すること。

### (測定器の管理)

#### 第8条

貸出し測定器のメンテナンスは本会が行う。

使用前校正は会員自らの責務にて実施すること。

**(測定器の破損について)**

**第9条**

貸出後の骨密度測定器および付属備品の故障・破損については、本会にて契約した保険会社との取り決めにより対応し、故意によるもの以外は修理負担金を請求しない。

**(規程の改廃)**

**第10条**

本規程の制定または改廃については理事会の承認を要するものとする。

平成24年11月11日制定同日施行

平成25年7月11日改正同日施行

# 骨密度測定器 貸出事業規程 2

## (関係団体用)

### (目的)

#### 第1条

一般社団法人千葉県診療放射線技師会（以下本会とする）が所有する骨密度測定器を、本会運営会議で認めた関係団体に対し貸出す際の取り決めとする。その際、下記必要書類にて審議する。

#### 必要書類

- ・関係団体が主催する当該イベントに関する共催または後援依頼書（関係団体の書式可）
- ・当該イベントの内容が判る書類（企画書 ポスターなど）
- ・骨密度測定器貸出申込書（関係団体用）

### (測定器 取扱担当者)

#### 第2条

- 1, 貸出した際の取扱担当者は骨密度測定 測定器貸出事業規程（以下事業規程とする）に準じ、関係団体の者が取扱うことは認めない
- 2, 測定器1台に対し取扱担当者2名（測定者・結果説明者各1名）を基本とし、当該イベントの内容により取扱担当者の人員を増減する

### (その他)

#### 第3条

貸出期間 測定器の受渡し 測定の実施・記録 測定器の管理 測定器の破損について、及び規程の改廃等の基本的内容は、事業規程に準じる

平成25年7月11日制定同日施行

